

第八管区海上保安本部公示第8号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和8年2月20日

第八管区海上保安本部長

佐々木 渉（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名称 鳥取県鳥取県土整備事務所
- (2) 住所 鳥取県鳥取市立川町6-176

2 水路測量を実施する区域及び期間

- (1) 区域 長和瀬漁港及び付近、青谷漁港及び付近、夏泊漁港及び付近
(別添付図参照)
- (2) 期間 令和8年3月1日から令和8年4月20日まで
令和8年9月1日から令和8年10月20日まで

3 水路測量の実施方法

GNSS及びトータルステーションによる測位、
音響測深機、無人航空機レーザー測深機、電子レベル及び標尺による測深

4 航行船舶に対する安全措置

- (1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚
- (2) 八管区水路通報に掲載

第八管区海上保安本部 公示第 8 号 関連付図

